



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2023 年 10 月 23 日(月)

業務改善助成金の拡充 ～対象事業場の拡大など～

業務改善助成金とは

業務改善助成金とは、事業場内最低賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者を対象に、生産性向上に資する経費（設備投資や専門家によるコンサルタント費用など）を助成するものです。

最低賃金を引き上げるだけでは助成対象とはならず、申請には事前に計画提出等が求められます。

助成上限額は、事業場内最低賃金を引き上げた金額幅と人数により、60 万円（30 円以上・1 人）から 600 万円（90 円以上・10 人以上の特例事業者）となっています。

最低賃金引上げによる助成内容の拡充

2023（令和 5）年 10 月以降、地域別最低賃金が大幅に引き上げられ、全国平均は初めて 1,000 円を超えました。また、昨年につき、過去最高の上げ幅を更新しています。

厚生労働省は、業務改善助成金を拡充しました。

拡充内容は、以下の通りです。

①対象事業場の拡大

②一定規模事業場は賃上げ後の申請可

③助成率区分の金額の見直し

①の対象拡大は、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が「30 円以内」から「50

円以内」へ拡充されました。

②の事後申請は、50 人未満の事業場に限り、「賃上げ計画」ではなく「賃上げ結果」を提出することが可能になります。なお、令和 5 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までに事業場内最低賃金を引き上げるなどの条件があります。

③の助成率の見直しは、下表の通りです。

事業場内最低賃金の区分 (旧) (新)		助成率
870 円未満	900 円未満	9 / 10
870 円以上 920 円未満	900 円以上 950 円未満	4 / 5
920 円以上	950 円以上	3 / 4

業務改善助成金の申請はお早目に

申請期限は、2024（令和 6）年 1 月 31 日です。なお、10 月の最低賃金改定に対応して賃金を引き上げる場合、改定日前に引き上げが必要ですので注意が必要です。



業務改善助成金の申請はお早めに！